

秋田市告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月20日

秋田市長 沼 谷 純

氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
佐藤貴裕	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
佐藤英朗	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
中林俊也	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
渡邊嵩憲	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	